「次世代育成支援対策推進法」に基づく

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

- 1. 計画期間 2021年4月1日 ~ 2024年3月31日までの3年間
- 2. 内容

目標1: 期間内に男性の育児休業の取得率を10%以上にする。

<対策>

- 2021年 9月~ 男性も育児休業を取得できることを決算報告会で周知する
- 2021 年 10 月~ 育児休業の取得希望者を対象として Web 研修会の実施

目標2: 男女を問わず、育児休業を取得する社員の相談窓口を設置する。

<対策>

- 2021年 4月~ 経営管理部にて相談窓口の設置について検討
- 2021年 6月~ 相談員の研修
- 2021年 8月~ 相談窓口の設置について社員へ社内イントラネットでの周知

目標3: 2021年8月までに、子の看護休暇制度を拡充する(子の対象年齢の拡大、 育児・介護休業法の規定を上回る日数付与、いわゆる「中抜け」(就業時間の 途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ること)で取得 できる制度など)。

<対策>

- 2021年 4月~ 社内での検討開始
- 2021年 8月~ 制度の導入、社内イントラネットによる社員への周知